

監 査 報 告 書

令和元年5月16日

学校法人 白梅学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 白梅学園

監事 池田



監事

金子武



私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人白梅学園寄附行為第8条第2項の規定に基づき、学校法人白梅学園の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの平成30年度における財産の状況及び業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは、監査に当たり理事会及び評議員会その他の重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告を聴取し、定期的に良公監査法人と意見交換等を行いました。

監査の結果、下記のとおり報告いたします。

記

1. 計算書類（資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表並びに財産目録）は、会計帳簿の記載金額と一致し、学校法人白梅学園の収支及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
2. 学校法人白梅学園の業務執行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないことを認めます。

以上